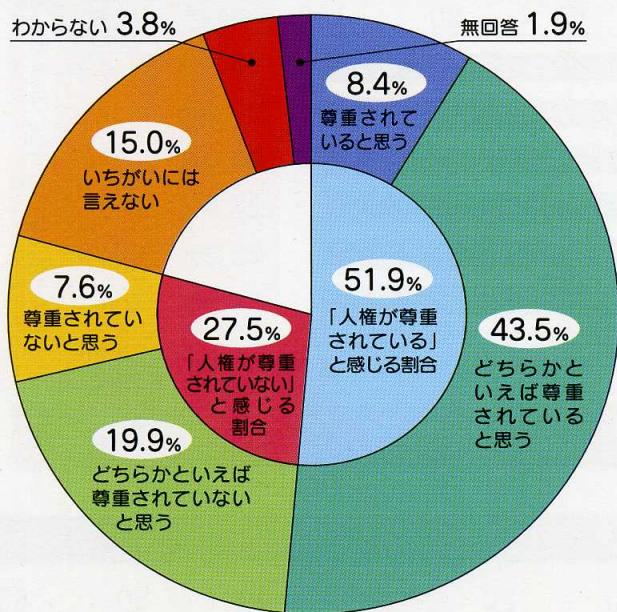


平成 19 年度 福岡市
人権問題に関する
市民意識調査
結果の概要

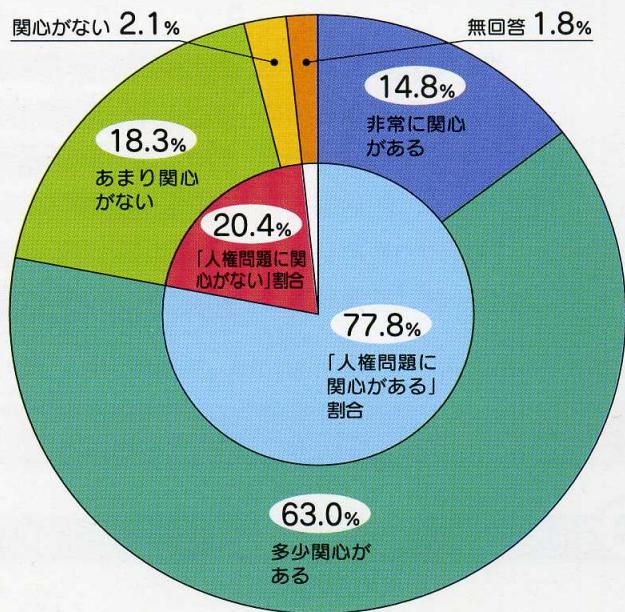


人権問題全般について

問 人権が尊重されている社会と思うかどうか



問 人権問題への関心



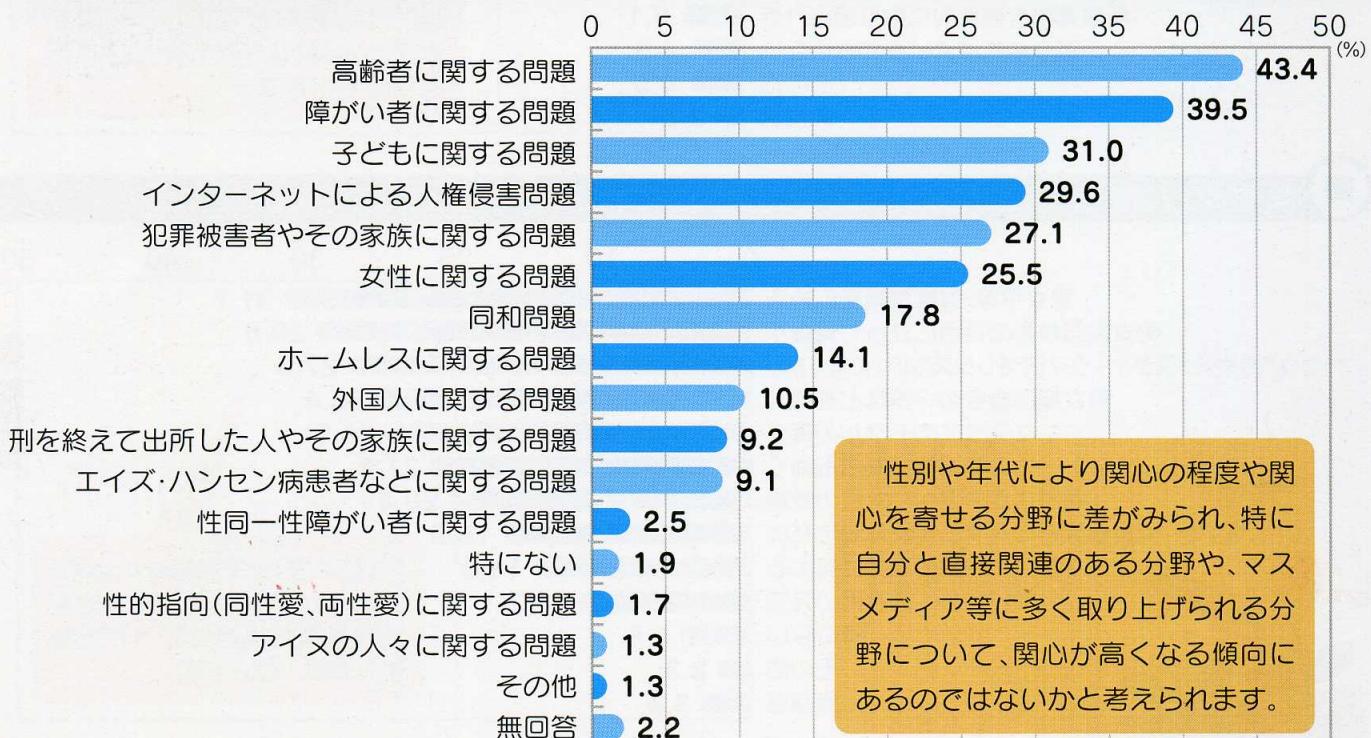
前回(平成14年度・2002年度)の数値

- ・「人権が尊重されている」と感じる割合 52.5%
- ・「人権が尊重されていない」と感じる割合 24.7%

前回(平成14年度・2002年度)の数値

- ・「人権問題に関心がある」割合 74.5%
- ・「人権問題に関心がない」割合 24.4%

問 関心を寄せる人権問題(3つまで選択)



問 差別をされたと思った経験及び差別をした経験(3つまで選択)

差別をされたと思った経験とその事柄



差別をした経験とその事柄



問 具体的事例に関わる中での差別意識について

1. 同和地区と同じ通学地域にある住宅購入をやめた態度についての考え方

選択肢	19年度(%) (2007年度)	14年度(%) (2002年度)
同和地区と同じ学校に通わせたくないとするのは差別	41.0	43.2
子どものことを考えてやめたのだから差別とは言えない	13.0	10.2
いちがいには言えない	43.2	44.3
無回答	2.9	2.3

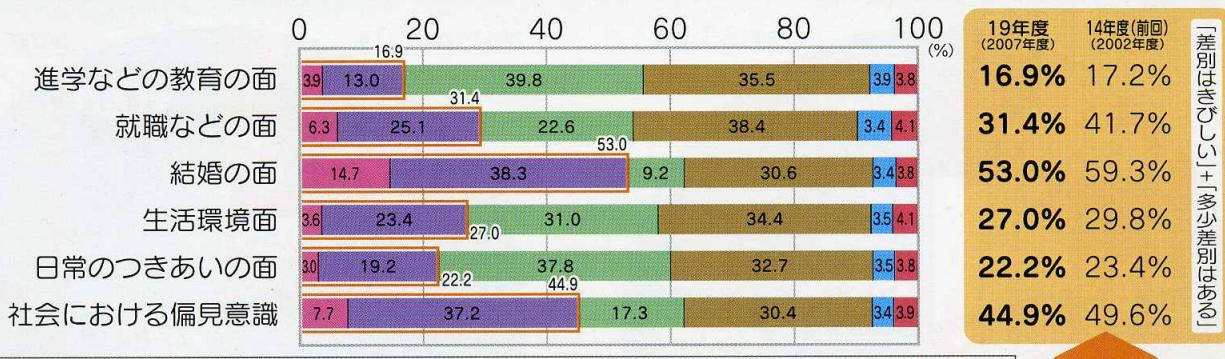
「いちがいには言えない」と「差別とは言えない」を合わせた割合は、前回よりも高くなっています。

2. 在日外国人への貸家を断る態度についての考え方

選択肢	19年度(%) (2007年度)	14年度(%) (2002年度)
外国人という理由で、家を貸すことを断ったのは差別	37.5	40.5
家主の権利であるから差別とは言えない	25.9	25.4
いちがいには言えない	34.4	31.9
無回答	2.3	2.2

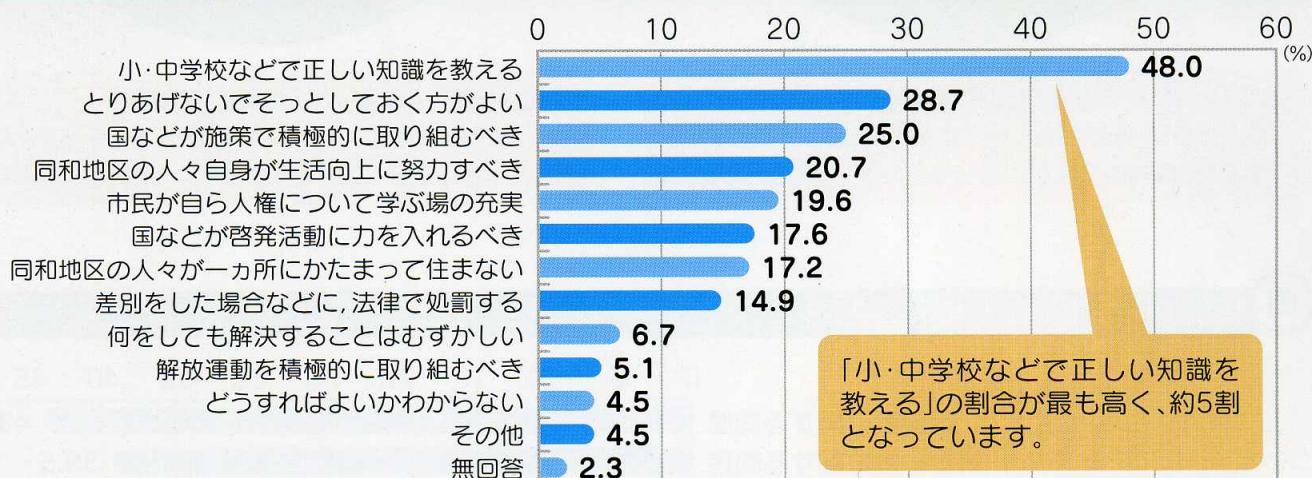
様々な人権問題について

問 同和問題について、いまなお差別があると思うかどうか

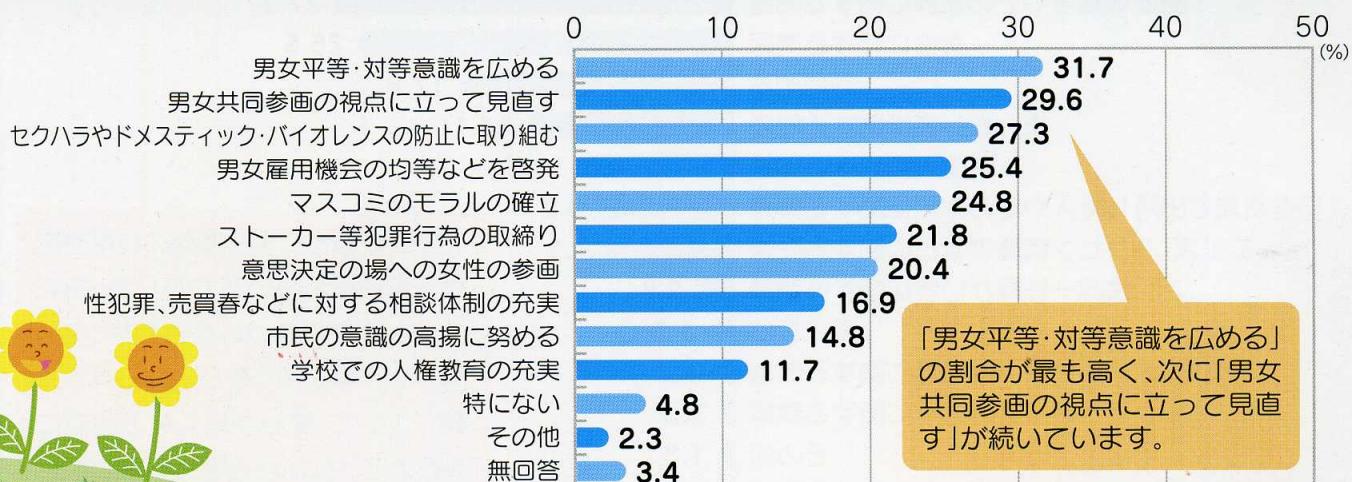


差別が残っているという認識「差別はきびしい」+「多少差別はある」については、前回より減少傾向にあります、「結婚」「社会における偏見意識」「就職」の面などでは、現在も高いことがうかがわれます。

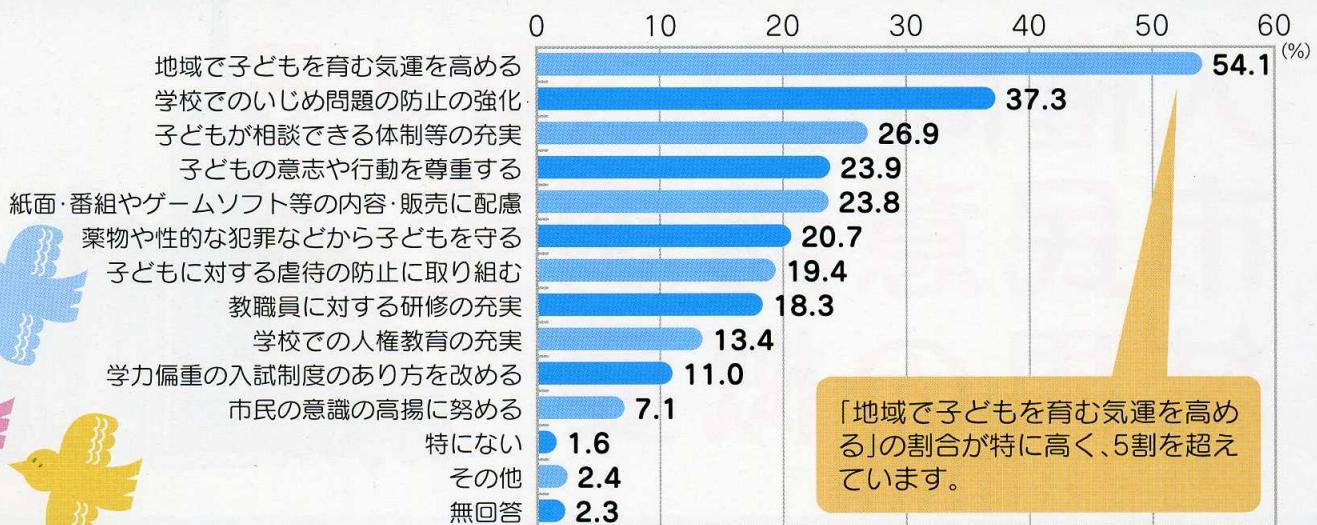
問 同和問題解決への望ましい方向性(3つまで選択)



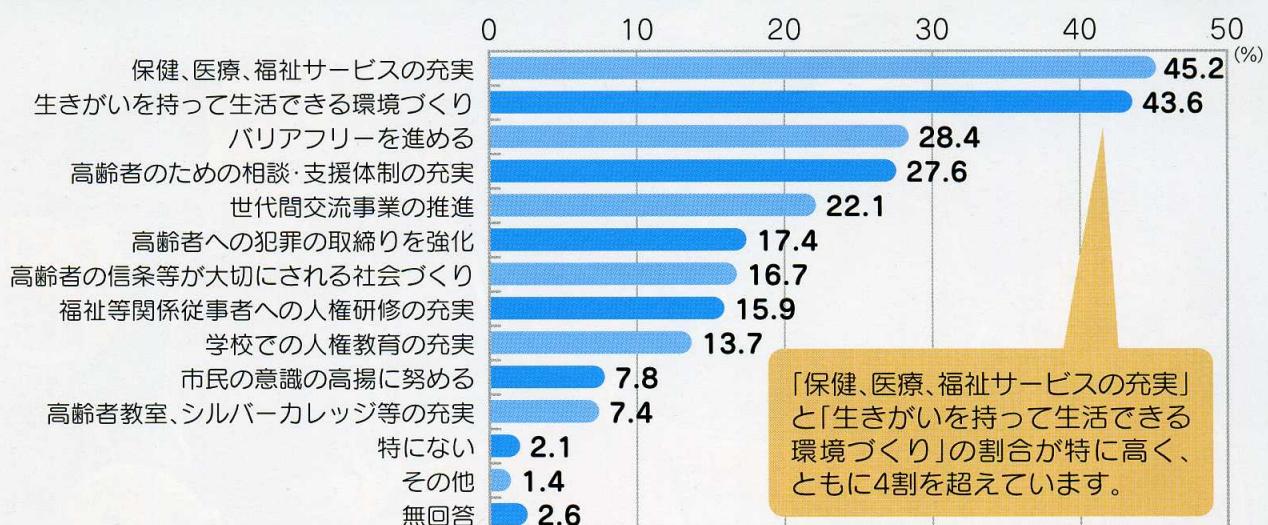
問 女性の人権を守るために必要だと思われること(3つまで選択)



問 子どもの人権を守るために必要だと思われること(3つまで選択)



問 高齢者的人権を守るために必要だと思われること(3つまで選択)



問 障がい者の人権を守るために必要だと思われること(3つまで選択)

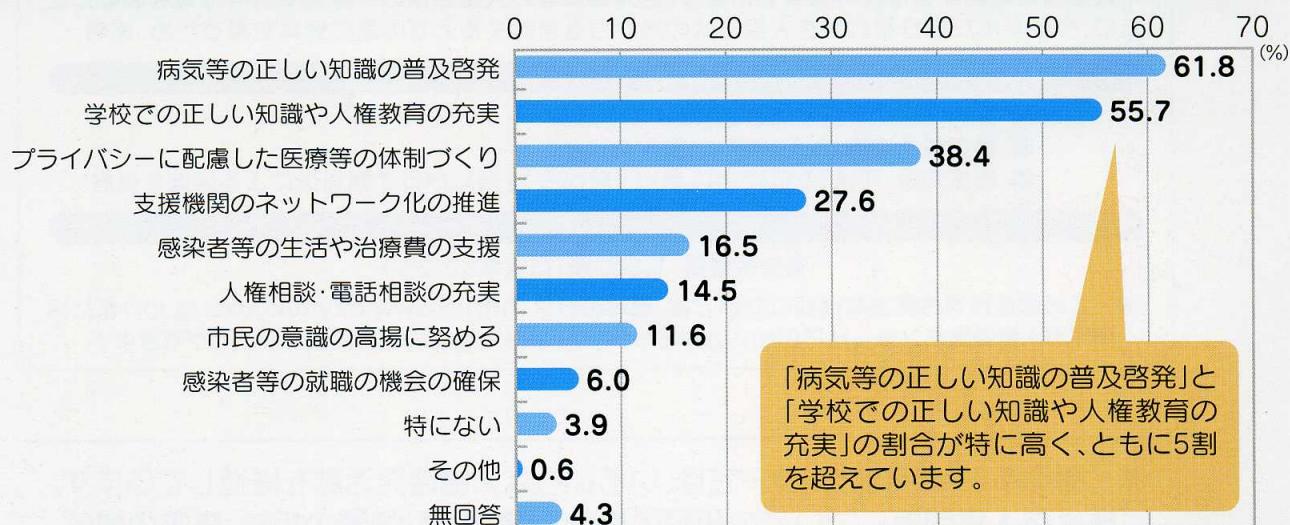




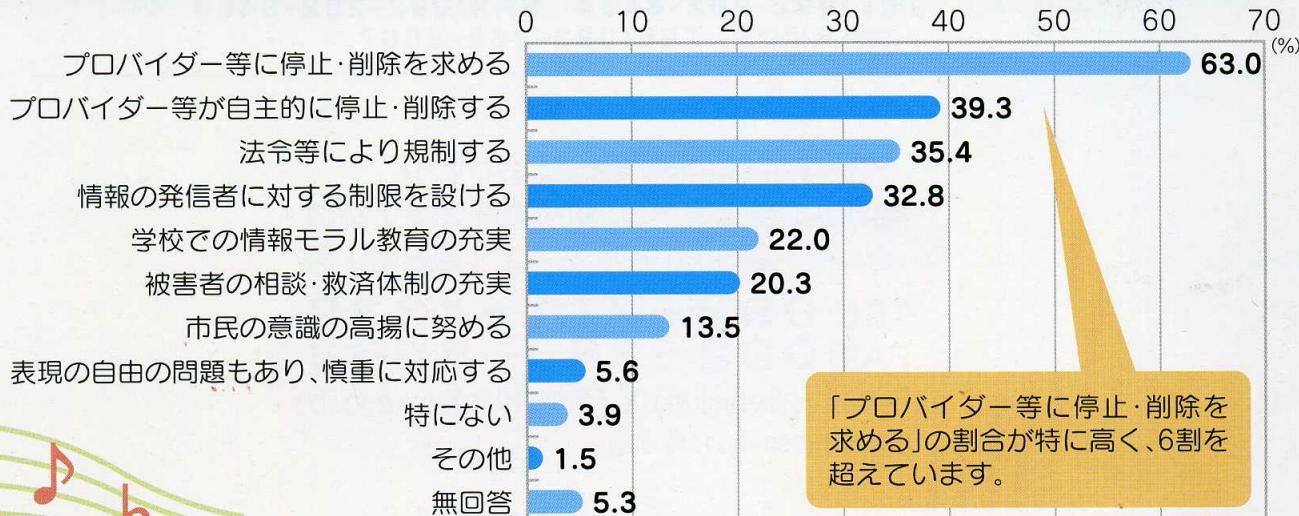
外国人の人権を守るために必要だと思われること(3つまで選択)



HIV(エイズウィルス)感染者などの人権を守るために必要だと思われること(3つまで選択)

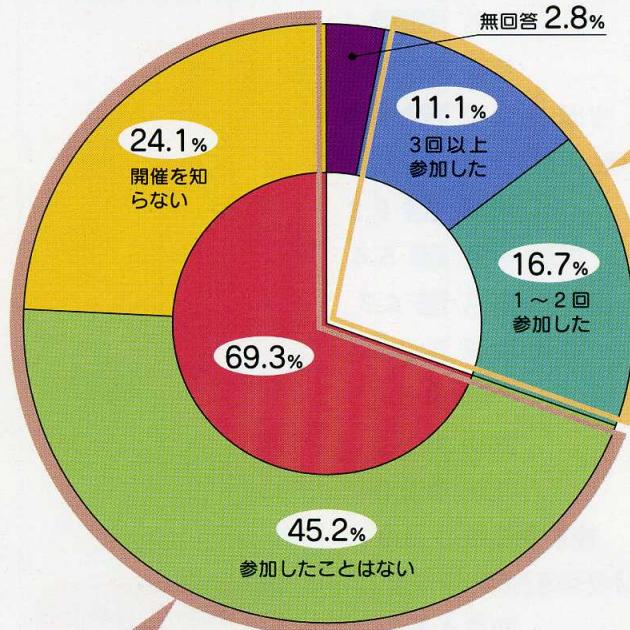


インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要だと思われること(3つまで選択)



様々な人権問題の啓発について

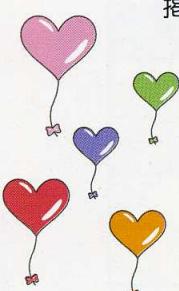
問 人権に関する講演会・講座への参加状況



参加したことがある方の、参加した講演会・講座の種類は、下のグラフのとおりです。
(回答数=518)



問 人権問題の理解を深めるのに役立つと思われるもの(3つまで選択)



すべての人が尊重される社会づくり

平成12年(2000年)に制定されました「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であると定められています。

福岡市では、「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」を政策目標の一つとし、平成16年(2004年)1月に「**福岡市人権教育・啓発基本計画**」を策定し、人権教育・啓発を積極的に推進しています。

この調査結果から明らかにされた市民意識の現状とその課題を踏まえて、人権尊重についての理解がより一層深まるよう、人権教育・啓発を中心とした人権施策に取り組んでいきます。

平成19年度(2007年度)人権問題に関する市民意識調査の概要

目的

人権問題に関する市民の意識を把握し、啓発事業等の人権施策の一層効果的な推進を図るとともに、今後本市が取り組むべき人権行政のあり方を検討する上での基礎資料を得るため、実施。

調査の対象等

- 福岡市内に居住する満20歳以上の男女
- 調査対象者数:3,500標本(無作為抽出)
- 調査方法:平成19年(2007年)11月から12月にかけて郵送法による調査を実施

回収状況

有効調査票:1,863票(回収率53.2%)

※ この調査結果の詳細な内容については、福岡市HP(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>)または福岡市人権啓発センターHP(<http://jinken.city.fukuoka.lg.jp/>)等で閲覧することができます。

※ 福岡市人権啓発センターでは、いろいろな人権啓発活動を推進しています。

様々な人権問題についての相談のほか、人権研修・学習の相談、講座の開催、図書・ビデオの閲覧や貸し出しなども行っています。

所在地:福岡市博多区下川端町3番1号博多リバインオフィス10階

TEL:092-262-8464 FAX:092-262-8463

人権啓発相談室 TEL:092-262-8687

【本調査に関するお問い合わせ先】

福岡市市民局人権・同和対策部人権企画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:092-711-4338
FAX:092-733-5863

E-mail:jinkenkikaku.CAB@city.fukuoka.lg.jp

平成20年(2008年)12月 発行